

第1回「おいでまい」品質・食味コンクール審査規程

- 1 審査は、本コンクールの目的を規範とし、「おいでまい」の品質・食味の良否に重点を置き、この規程の定めるところにより実施する。
- 2 審査は、公平を期するために審査番号を用いて審査項目別に判定付点する。
- 3 審査は、標準審査法（別記1）によるものとし、審査値が同じとなったときは、審査員長が審査員に諮って決定する。
- 4 選賞は、審査員長が審査員に諮って決定するものとする。
- 5 審査関係者は、審査成績が公表されるまでは、審査員長の許可なく、その内容を発表することはできない。
- 6 出品者は、審査及び審査の決定に異議を申し立てることはできない。
- 7 出品物に関し、開催要領若しくは審査規程に該当しないもの、又は不正の行為があると審査員長が認めたものは、審査から除外し、又は受賞を取り消すことがある。

【別記1】標準審査法

- 1 一次審査
食味評価機器及び穀粒判別器により玄米分析を行ない、その上位30点を二次審査に選出する。
- 2 二次審査
搗精した精米を、近赤外分析機器等による数値により、その上位10点を最終審査に選出する。
- 3 最終審査
審査員による食味官能審査を実施する。